

福岡県医師会
平成17年 9月 9日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘

青森県医師国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

現 行		改 正 後	
70歳以上 一定所得未満	10分の1	70歳以上 一定所得未満	10分の1
70歳以上 一定所得以上	10分の2	70歳以上 一定所得以上	10分の2
上記以外	10分の2	3歳未満	10分の2
		上記以外	10分の3

2. 施行年月日

平成17年10月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

17国援第79号-12

平成17年8月30日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

青森県医師国民健康保険組合規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、青森県健康福祉部高齢福祉保険課長から通知がありましたので、お知らせします。





青高保第819号
平成17年8月18日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長
(公 印 省 略)

青森県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 改正内容 別紙のとおり
- 2 施行年月日 平成17年10月1日

担当 国民健康保険グループ 佐藤
電話 (代) 017-722-1111(内線 6294)
Fax 017-734-8090



新 旧 条 文 対 照 表

新 条 文 (改 正)	旧 条 文 (現 行)
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）はその給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. 次号から第4号に掲げる場合以外の場合 10分の3 2. 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 3. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1 4. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受け者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2 2 省略	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）はその給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. 次号又は第3号に掲げる場合以外の場合 10分の2 2. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1 3. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受け者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2 2 省略